

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年6月13日（平成29年（行情）諮問第244号）

答申日：平成30年1月15日（平成29年度（行情）答申第410号）

事件名：「『南西等地域における防衛に関する研究』研究成果（終了報告）について」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『南西等地域における防衛に関する研究』等（自主研究含む）の命題研究」に関して「行政文書ファイル等」（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」）に綴られた文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「『南西等地域における防衛に関する研究』研究成果（終了報告）について（研定第3号）（研本研第30号。26.3.19）（1枚目及び2枚目）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月23日付け防官文第10071号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。
- (2) 本件対象文書につき、電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求に対しては、平成28年5月23日付け防官文第10071号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原

処分)を行った。

本件審査請求は、原処分に対してされたものである。

2 法5条の該当性について

本件対象文書中の1枚目の一部について、陸上自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、部隊等の態勢が推察され、自衛隊の任務遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

3 本件対象文書の電磁的記録について

(1) 本件開示請求を受け、本件対象文書を作成した部署において、書庫、倉庫及びパソコン内のファイル等の探索を行ったところ、当該文書は紙媒体でのみ管理しており、電磁的記録は保有していなかった。

(2) 本件審査請求を受け、確実を期すために再度同様の探索を行い、本件対象文書の電磁的記録を保有していないことを改めて確認した。

4 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(2) 審査請求人は、「国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件訴訟における準備書面）である。」として、本件対象文書の電磁的記録についても特定を求めるが、上記3のとおり本件対象文書については電磁的記録を保有していない。

(3) 以上のことから、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月5日 審議
- ④ 同年12月14日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 平成30年1月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用の上、1回目の決定と

して、本件対象文書について、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件対象文書の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示を求めており、諮問庁は原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（電磁的記録の保有の有無）及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書は、陸上自衛隊研究本部が作成した文書の起案用紙であり、当初から紙媒体でのみ保有し、電磁的記録は保有していないとのことであった。

(2) 当審査会において、本件対象文書を確認したところ、本件対象文書には、手書きの部分や決裁者及び起案者等の押印が認められ、また、本件対象文書の内容に照らすと、紙媒体の外に電磁的記録を保有すべき業務上の必要性があるとまではいえず、諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理であるとはいえない。

さらに、上記第3の3の探索の範囲、方法が不十分であるともいえない。

(3) したがって、防衛省において、本件対象文書の電磁的記録を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書中の不開示部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分には、陸上自衛隊の編成に関する非公表の情報が記載されているとのことであり、そうすると、これを公にすることにより、陸上自衛隊の部隊等の態勢が推察され、自衛隊の任務遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が、防衛省において本件対象文書の電磁的記録を保有していないとしていることは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子